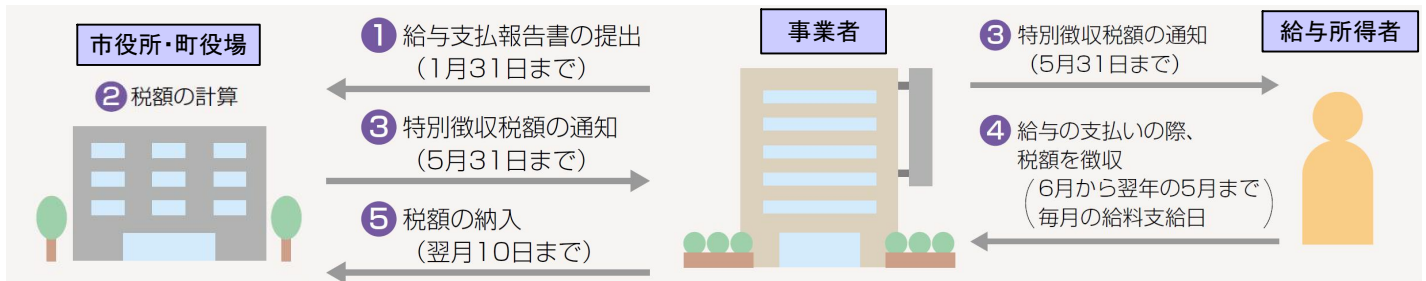


和歌山県下では、平成23年度課税から個人住民税の特別徴収を徹底します。

個人住民税の特別徴収のしくみ

毎年5月31日までに特別徴収義務者に対して「特別徴収税額決定通知書」をお送りしますので、その税額を毎月の給料から徴収し、翌月の10日までに各従業員の住所地の市町村へ、市町村ごとの合算額を納入してください。



【納期の特例】

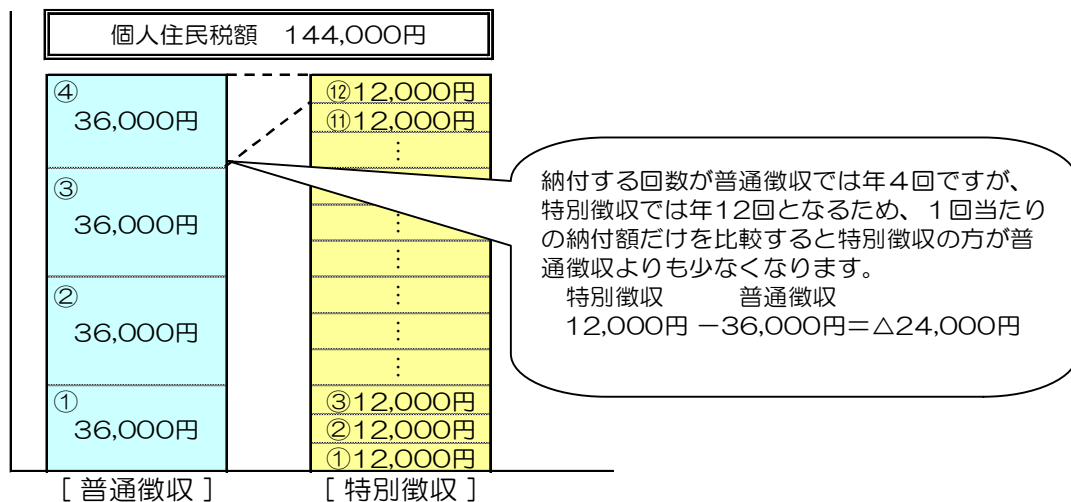
従業員が常時10名未満の事業者は、申請により年12回の納期を年2回とすることもできます。

個人住民税の特別徴収のメリット等

従業員（給与所得者）にとって

- 毎月、給与から徴収されるため、納め忘れがありません。
- 一人ひとりが每期ごとに金融機関に出向く必要がありません。
- 1年分の税額を12回に分けるため、1回あたりの納付額が少なくなります。（普通徴収は年4回）

～ イメージ ～ [夫婦と子供2人の世帯で給与収入が500万円、個人住民税が144,000円とした場合]



給与支払者（特別徴収義務者）にとって

- 所得税と違い、税額は、前年の所得（給与支払報告書等）に基づいて、各市町村で計算し通知しますので、税額計算や年末調整の必要がありません。